

佐渡海洋深層水分水施設
指定管理業務特記仕様書

令和元年 9 月

佐 渡 市

佐渡海洋深層水分水施設 指定管理業務特記仕様書

(目的)

第1条 この佐渡海洋深層水分水施設指定管理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、佐渡海洋深層水分水施設（以下「施設」という。）の指定管理者が行なう業務及び履行方法等について、佐渡市海洋深層水分水施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）、佐渡市海洋深層水分水施設の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）及び佐渡市指定管理業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）のほか、必要な事項について定める。

(優先順位)

第2条 施設に係る基本協定書及び年度協定書に記載された事項は、この特記仕様書に優先するものとする。

(指定管理者の指定の意義)

第3条 佐渡市が当該施設の管理に関して指定管理者の指定を行なうことの意義は、民間事業者たる指定管理者の技術及び能力をもって、佐渡海洋深層水の利用促進による佐渡地域の産業振興を図ることにある。

(指定期間)

第4条 指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(指定管理料)

第5条 佐渡市が前条で定める期間に、指定管理者に支払う指定管理料は68,900千円の範囲内とし、詳細については別途協定書で定めるものとする。

(法令等の遵守)

第6条 指定管理者は次に定める法令を遵守しなければならない。

- (1)食品衛生法
- (2)佐渡市海洋深層水分水施設の設置及び管理に関する条例及び同施行規則
- (3)佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び同施行規則
- (4)佐渡市個人情報保護条例及び同施行規則
- (5)佐渡市情報公開条例及び同施行規則
- (6)その他管理運営に適用される法令

(管理物件)

第7条 管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品に区分し、管理施設の内容は別表1のとおりとする。

(業務の範囲)

第8条 条例第14条に規定する業務の範囲は、標準仕様書で定める業務のほか、別表2のとおりとする。

(リスク分担)

第9条 業務に関するリスク分担については、別に定めるもののほか、別紙3のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める以外の不測のリスクが生じた場合は、佐渡市と指定管理者で協議の上、リスク分担を決定する。

(備品等の貸与等)

第10条 佐渡市は、第8条で定める業務を行うために必要な管理物件のうち別表4に定める備品等I種を、無償で指定管理者に貸与する。

- 2 指定管理者は、指定期間中、備品等 I 種を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品等 I 種が業務実施の用に供することができなくなった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、その費用が 1 件につき 3 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。
- 4 指定管理者は、故意又は過失により備品等 I 種を毀損又は滅失したときは、佐渡市との協議により、必要に応じて修理、補修又は佐渡市に対して自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

（備品等の購入等）

第 11 条 管理運営において備品等 I 種に記載の無い管理物品が必要となった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、1 件につき 3 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。

（管理物件の修繕等）

第 12 条 管理施設の改造、増築、移設については、佐渡市が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 管理施設の修繕については、1 件につき 20 万円（消費税及び地方消費税を含む）以上のものについては佐渡市が自己の費用と責任において実施するものとし、これ以外のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、市が加入する別表 2 の建物災害共済保険の適用となる場合、指定管理者は市が全額を負担した後で別に定めた負担区分に基づく額を市に納付するものとする。

（業務等の引継ぎ）

第 13 条 指定管理者は次の各号に定める業務等を現在の管理者から引き継ぐものとする。

- (1) 令和 2 年 3 月 31 日以前に現在の管理者が許可した分水許可
- (2) 前号に掲げるもののほか、別表 5 に定める契約

（企業秘密の取り扱い）

第 14 条 企業等への分水については企業秘密に留意し、海洋深層水の利用方法等当該利用者が望まない事項を公表してはならない。

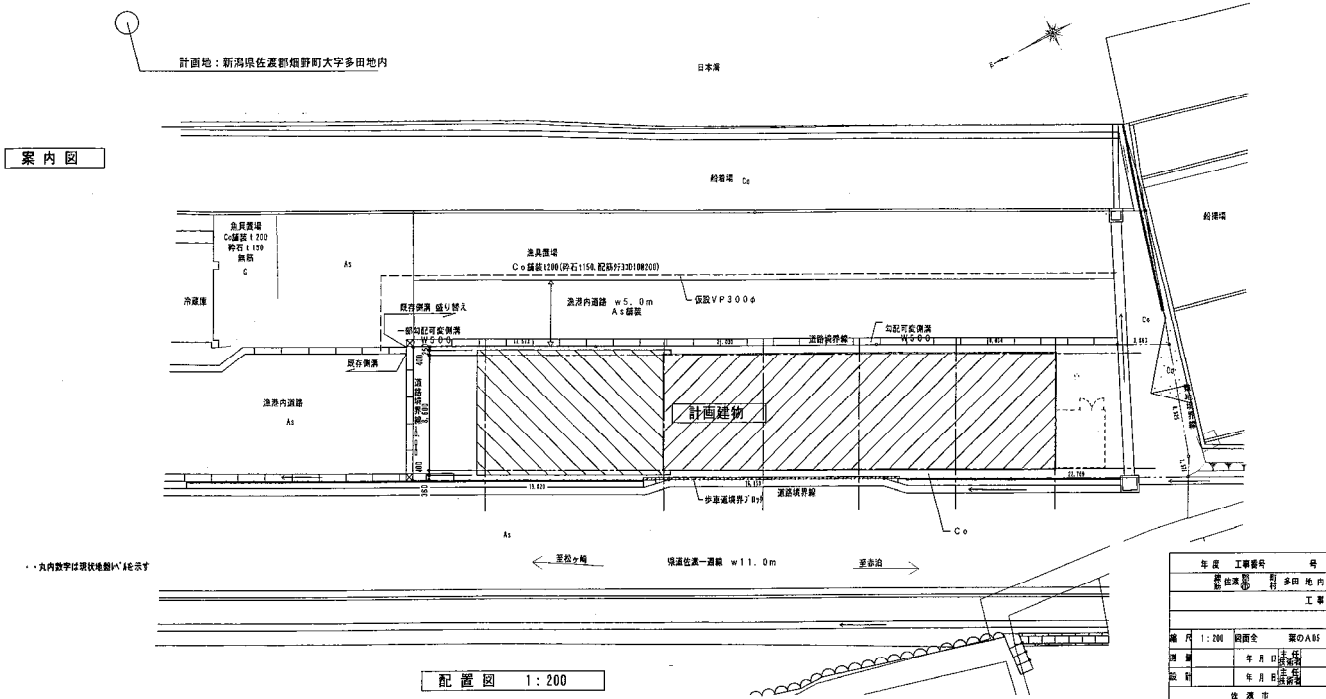
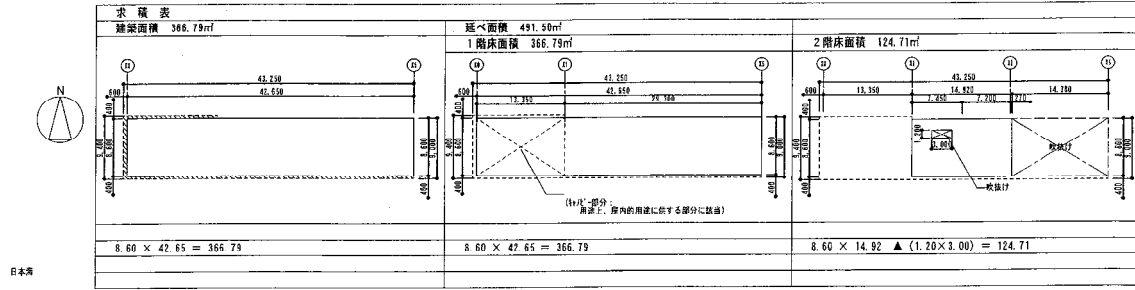
（その他）

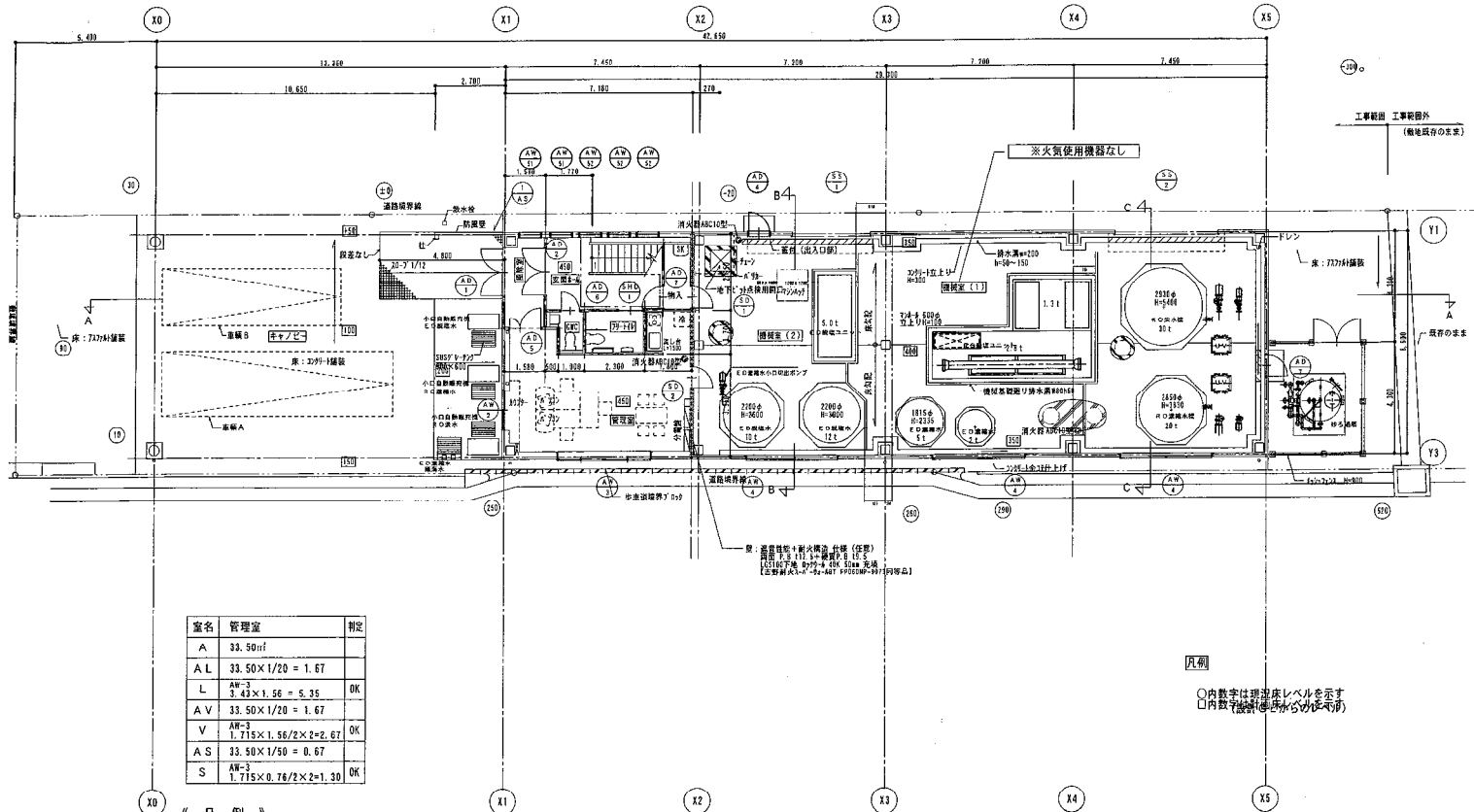
第 15 条 本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と誠意を持って協議し決定する。

別表1 管理施設（第7条）関係

施設の名称		佐渡海洋深層水分水施設	
施設の所在地		佐渡市多田 262 番地 4	
施設の概要	建築構造	鉄骨造 2 階建	
	敷地面積	573.59 m ²	
	建築面積	366.79 m ²	
	延床面積	491.50 m ²	
	開館日	平成 16 年 4 月 1 日	
	施設構成	<p>海洋深層水の供給（分水）</p> <p>逆浸透膜脱塩装置 処理能力 原水 250m³/日 （脱塩水 100m³/日、濃縮水 150m³/日）</p> <p>電気透析脱塩装置 処理能力 原水 12m³/日 （高ミネラル水 10m³/日、高塩水 2m³/日）</p> <p>大口給水装置（3 系統）給水能力 0.4~1m³/分</p> <p>小口給水装置（5 系統）給水能力 0.1m³/分</p> <p>紫外線滅菌装置</p> <p>参考資料 1 「施設図面」参照</p> <p>その他詳細な設備は閲覧対応とします。</p>	
	設備	<p>参考資料 2 「設備リスト」参照</p> <p>その他詳細な設備は閲覧対応とします。</p>	
	利用者実績	参考資料 3 「分水実績」参照	
	使用料実績	参考資料 4 「使用料実績」参照	
	契約状況	別表 5	
	収支実績	平成 28 年度	3,523 千円（指定管理料 23,650 千円）
		平成 29 年度	2,853 千円（指定管理料 27,700 千円）
		平成 30 年度	6,352 千円（指定管理料 22,500 千円）
改築・修繕履歴	<p>参考資料 5 「改築・修繕履歴」参照</p> <p>参考資料 6 「メンテナンス履歴及び計画」参照</p>		
付帯施設等	<p>取水施設</p> <p>所在：佐渡市多田 844 番地 5 先</p> <p>構造：鉄筋コンクリート造（地上 1 階・地下 1 階）</p> <p>建築面積：49.98 m²</p> <p>延床面積：99.96 m²</p> <p>設備等：参考資料 2 「設備リスト」参照</p>		
その他			

参考資料1 施設図面





室名	管理室	判定
A	33.50㎡	
A.L	$33.50 \times 1/20 = 1.67$	
L	$3.43 \times 1.56 = 5.35$	OK
A.V	$33.50 \times 1/20 = 1.67$	
V	$1.715 \times 1.56/2 \times 2 = 2.67$	OK
A.S	$33.50 \times 1/50 = 0.67$	
S	$1.715 \times 0.78/2 \times 2 = 1.30$	OK

《 凡 例 》

室名	判定
A	床面積
A.L	必要採光面積 $A \times 1/20$
L	有効採光面積
A.V	必要換気面積 $A \times 1/20$
V	有効換気面積
A.S	必要排煙面積 $A \times 1/50$
S	有効排煙面積

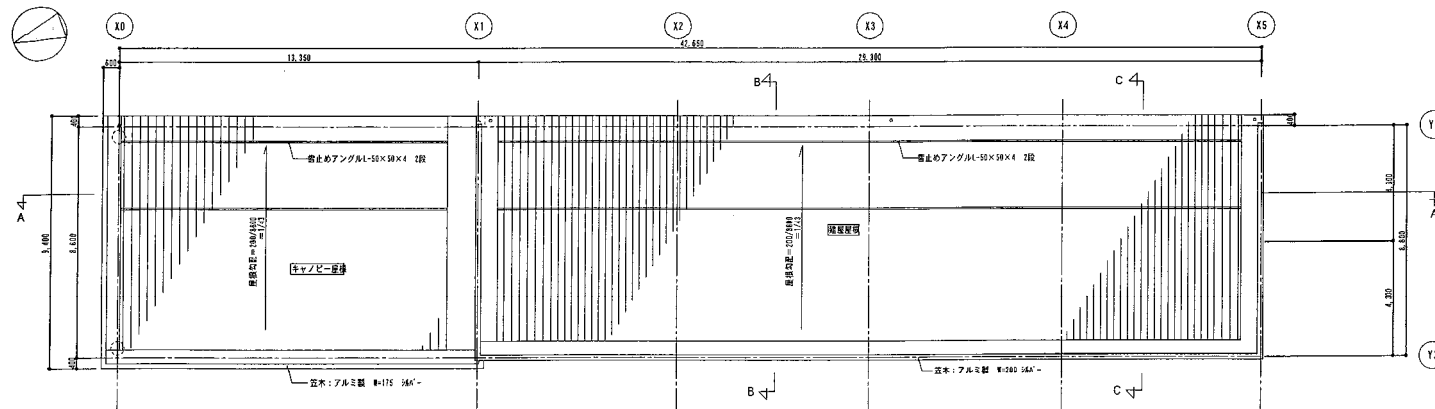
消防法上の有窓判定
 1階 床面積(特/L'-開放に付き、除く)51.98㎡
 床面積 $\times 1/30 = 8.40$
 $(AD-1) + (AW-51 \times 2)$
 $(1.8 \times 2.210.9 \times 2.2) + (0.8 \times 1.7 \times 2) = 8.66$
 $\therefore 8.40 < 8.66$ より 有窓
 ・AD-1使用ガラス・フロート板 3x16
 ・AW-51使用ガラス・フロート板 3x16

配置図・1階平面図 S=1:100

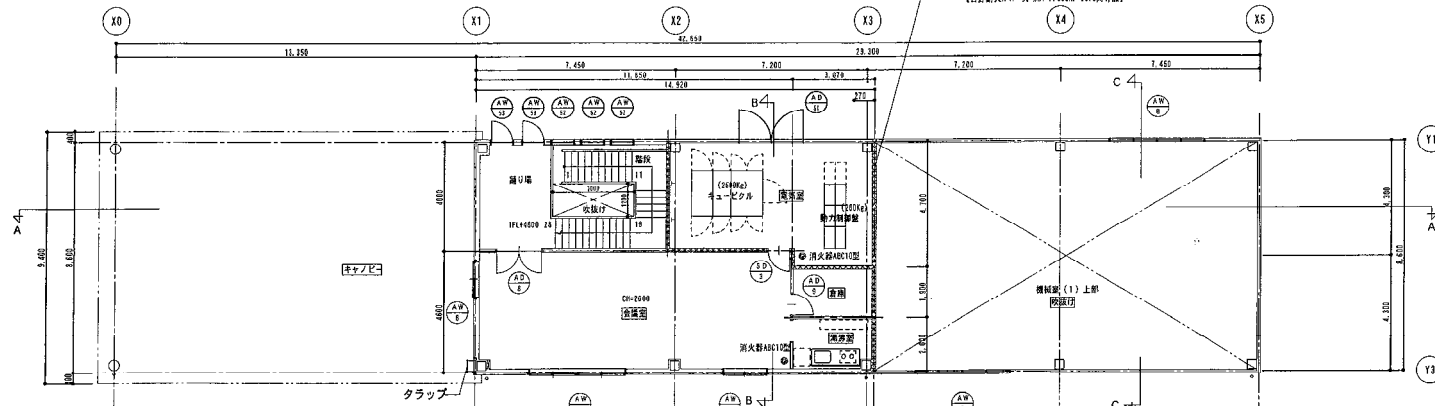
凡例
 ○内数字は埋込床レベルを示す
 □内数字は埋込床からの高さを示す

名称	仕様	数量	単位	備考
洋床
フローリング
床下
壁紙
天井
照明
設備
その他

新潟県知事登録 第(イ)3827号
 株式会社 キョウケン建築士事務所
 新潟県新潟市中央区 10番地
 一級建築士 佐藤 大 監 修
 第49165号 北村 仙次郎



風根状図 S=1:100
 窓: 遮熱性能・耐火構造 仕様 (任意)
 高層: 100mm 遮熱性能 1.0 (又は1.0mmE+6.0)
 100mm 耐火 2.0 (又は2.0mmE+6.0)
 【各野窗火災・1-1-101 100mm耐火仕様】



室名	会議室	判定
A	54.51	
AL	$54.51 \times 1/20 = 2.72$	
L	$3.43 \times 1.56 = 5.35$	OK
AV	$54.51 \times 1/20 = 2.72$	
V	$AW-3 + AW-7$ $1.715 \times 1.56/2 \times 2 + 1.7 \times 1.56/2 = 4.00$	OK
AS	$54.51 \times 1/50 = 1.09$	
S	$1.715 \times 0.76/2 \times 2 = 1.30$	OK

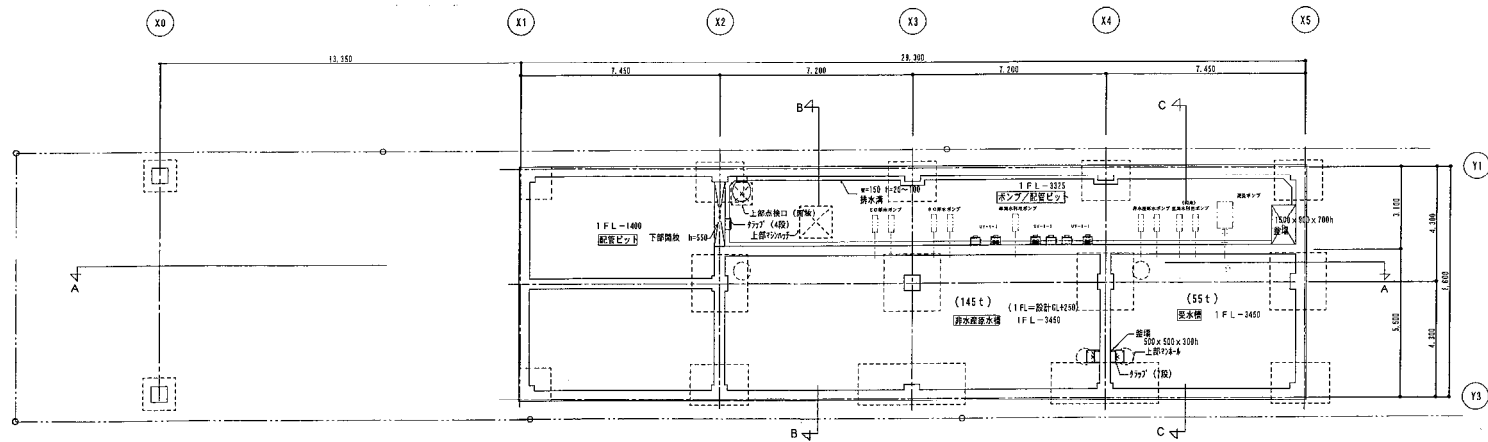
消防法上の有窓判定	
2階 床面積	124.71㎡
床面積 $\times 1/30 =$	4.16㎡
$AW-53 \times 2 + AD-51$	
$0.8 \times 1.7 \times 2 + 2.4 \times 2.5 =$	8.72㎡
$\therefore 4.16 < 8.72$ より	有窓

・AW-53使用ガラス・フロート板5mm
 ・AD-51用ガラス・錠仕様・内外サムターン

2階平面図 S=1:100

検査 内容	
構造	○
電気	○
衛生	○
消防	○
その他	○
海洋深層水分水施設建設 工	
2階平面図 風根状図	
比例尺	1:100
製図者	奥村 07
検査者	佐藤 07
検査日	2014.07.07
佐藤 07	

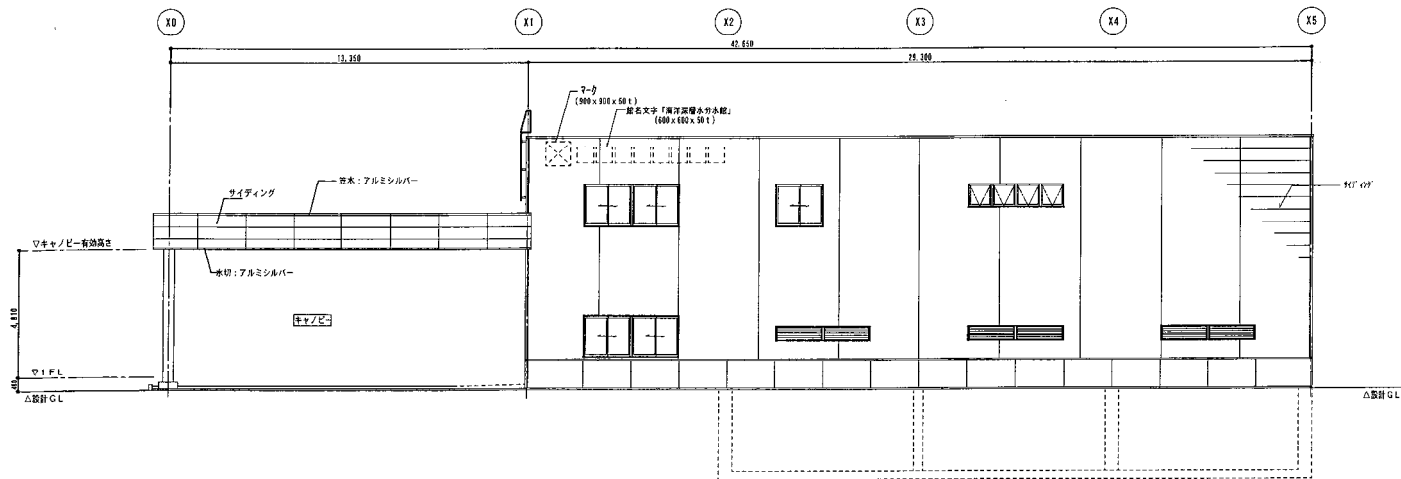
新潟県知事登録 第(イ)3827号
 株式会社 宇太ック建築士事務所
 新潟市東区10番地2
 一級建築士 佐藤 大智 登録
 第49165号 北村 尚次郎



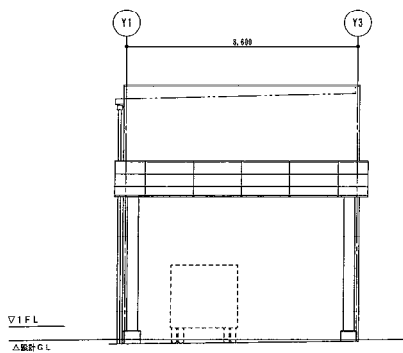
地下平面図 S=1:100

図名	地下平面図	図
縮尺	1:100	縮尺
製図者	北村 慎次郎	製図者
検査者		検査者
承認者		承認者
作成日		作成日

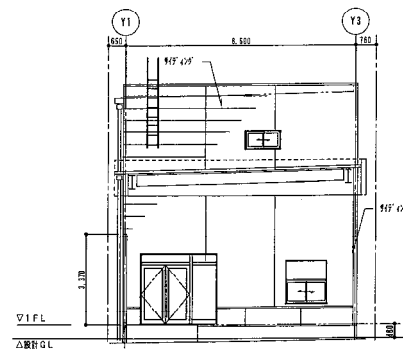
新潟県知事登録 第(イ)3827号
 新式会社 千タク建築士事務所
 新潟市新光町10番地2
 一級建築士 北村 慎次郎
 第49165号 北村 慎次郎



西（埠道側）立面図 S=1:100



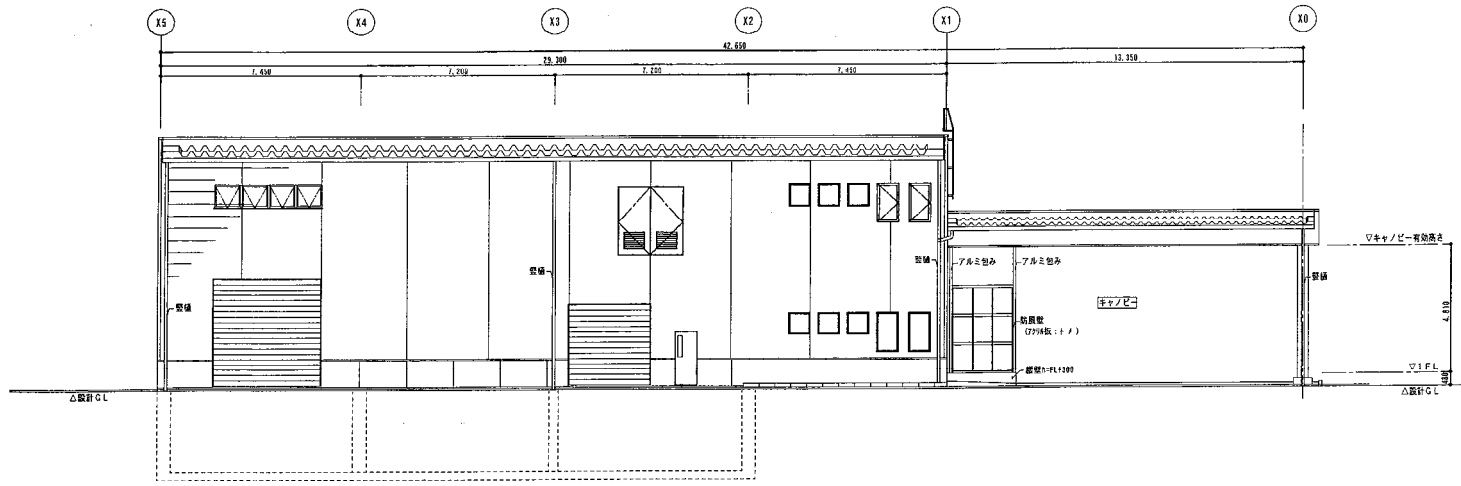
北 (X0通) 立面図 S=1:100



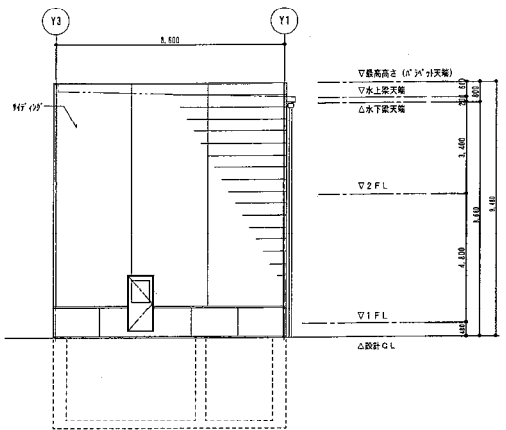
北 (X1通) 立面図 S=1:100

製	工	製	製
製	製	製	製
海洋炭酸水分解建設 工事			
立脚用2			
製	製	製	製
製	製	製	製
製	製	製	製
佐 渡 印			

新潟県知事登録 第(イ)3827号
 株式会社 平タツ建築工務所
 新潟市東区1-0番地
 一級建築士資格大臣登録
 第49165号 北村 徹次郎



東（海側）立面図 S=1:100

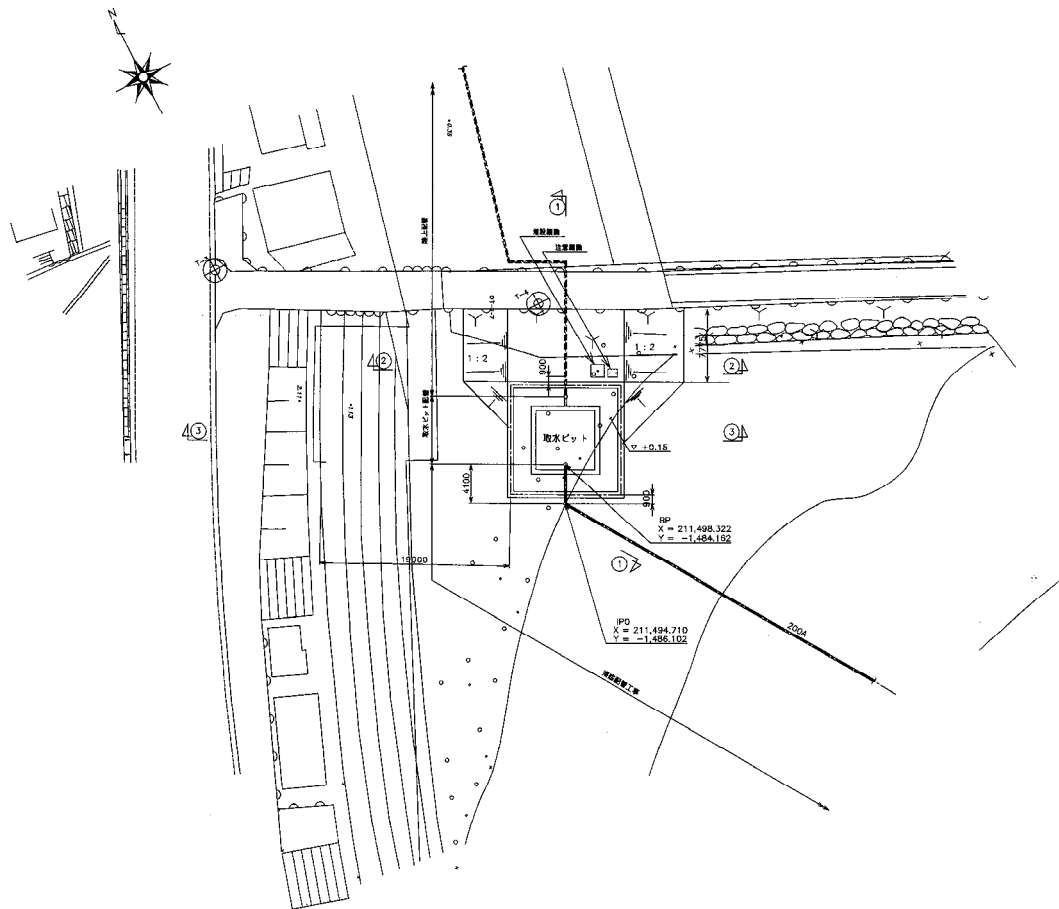


南立面図 S=1:100

名称	内容	日
設計	北村 俊次郎	
監理	北村 俊次郎	
施工	北村 俊次郎	
竣工	北村 俊次郎	
立契	北村 俊次郎	

新潟県知事登録 第(1)3827号
 株式会社 北村 俊次郎建築士事務所
 新潟市東区花町1-0番地2
 二級建築士 建築大臣登録
 第49165号 北村 俊次郎

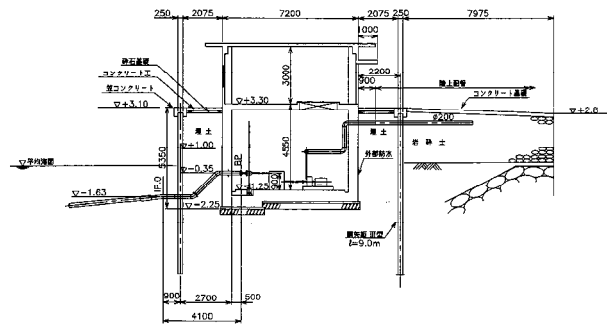
取水ビット廻り一般図
S=1/200



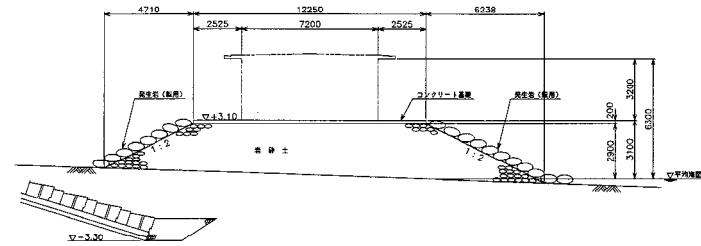
本図	工事書	号
第	6	号
建設現場事務所		
建設現場事務所		
建設現場事務所		
建設現場事務所		
建設現場事務所		
第	1	号
第	1	号
第	1	号
本図・新日本製薬特定共同企業体		

取水ビット廻り断面図
S=1/100

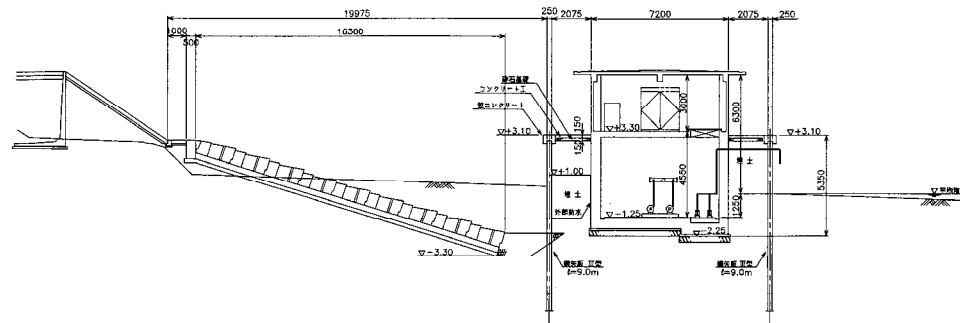
断面図 ①-①



断面図 ②-②



断面図 ③-③



設計	2008.08	設計者	〇〇
監理	〇〇	監理者	〇〇
施工	〇〇	施工者	〇〇
検査	〇〇	検査者	〇〇
取水ビット廻り断面図			
縮尺	1:100	等級	300 Ⅱ
図名	〇〇	図番	〇〇
備考	〇〇	備考	〇〇
本館・新日本製鐵特定共同企業体			

参考資料2 設備リスト

【取水施設】

機器名称	記号	数量	形式
マグネットポンプ類			
取水ポンプ	P-01 A/B	2 台	本多機工 LNPS-1026
床排水ポンプ	P-01 A/B	2 台	セイコー化工機 MES-0508E01ACF
取水ストレーナ	ST-01 A/B	2 基	リンカイ SUS316 製 特注
電気設備		1 式	

【分水施設】

機器名称	記号	数量	形式
逆浸透膜脱塩装置		1 式	東レ DSW-100T
高圧ポンプ		2 台	キャピタル工業 RO-9HBL
電気透析脱塩装置		1 式	アストム SV-1
マグネットポンプ類			
砂ろ過逆洗ポンプ	P-01	1 台	セイコー化工機 ATA-1002P10FE
受水槽出口ポンプ	P-02 A/B	2 台	セイコー化工機 MEP-0504E05AFFN3
床排水ポンプ	P-03 A/B	2 台	セイコー化工機 MES-0500E02ASF
RO送水ポンプ	P-04 A/B	2 台	セイコー化工機 MEP-0404E01AFFN3
ED送水ポンプ	P-05 A/B	2 台	セイコー化工機 MEP-0502E02AFFN1
原海水利用ポンプ	P-06 A/B	2 台	セイコー化工機 MEP-0502E03AFFN2
RO淡水大口ポンプ	P-07	1 台	セイコー化工機 MET-0802P07FA
RO淡水小口ポンプ	P-08	1 台	セイコー化工機 MEP-0404E01AFFN4
RO濃縮水大口ポンプ	P-09	1 台	セイコー化工機 MET-0800P05PA
RO濃縮水小口ポンプ	P-10	1 台	セイコー化工機 MEP-0404E01AFFN4
ED脱塩水ポンプ	P-11	1 台	セイコー化工機 MEP-0404E01AFFN4
ED濃縮水ポンプ	P-12	1 台	セイコー化工機 MEP-0404E01AFFN4
漁船積込用送水ポンプ	P-13	1 台	セイコー化工機 MEP-0404E01AFFN4
RO淡水送水ポンプ	P-14 A/B	2 台	セイコー化工機 MET-0408P03FE
紫外線滅菌装置			
非水産原海水槽入口滅菌装置	UV- 1	1 基	千代田工販 FDL(S)-6
非水産原海水槽循環滅菌装置	UV- 2	1 基	千代田工販 FDL(S)-6
非水産原海水槽出口滅菌装置	UV- 3	1 基	千代田工販 FDL(S)-6
RO淡水槽滅菌装置	UV- 4	1 基	千代田工販 FDL-8
RO淡水小口滅菌装置	UV- 5	1 基	千代田工販 FDL-2
RO濃縮水槽滅菌装置	UV- 6	1 基	千代田工販 FDL-8
RO濃縮水小口滅菌装置	UV- 7	1 基	千代田工販 FDL-2
ED脱塩水槽滅菌装置	UV- 8	1 基	千代田工販 FDL-2
原海水小口滅菌装置	UV- 9	1 基	千代田工販 FDS-1
ED濃縮水小口滅菌装置	UV-10	1 基	千代田工販 SMU(W)-5
工業団地用水滅菌装置	UV-11	1 基	千代田工販 FDL-2

地下水槽			
受水槽		1 式	55 m ³
非水産原水槽		1 式	145 m ³
F R P タンク類			
R O 淡水槽		1 槽	30.4 m ³
R O 濃縮水槽		1 槽	20.3 m ³
E D 脱塩水処理槽		1 槽	12.1 m ³
E D 濃縮水処理槽		1 槽	5.2 m ³
E D 脱塩水貯留槽		1 槽	10.6 m ³
E D 濃縮水貯留槽		1 槽	2.0 m ³
小口給水自動販売機		3 台	
大口給水ローディングアーム		3 台	
砂ろ過装置		1 式	
電気設備		1 式	

参考資料3 分水実績											単位: m ³	
年度	利用区分		件数	原水	脱塩水	濃縮水	高ミネラル水	高塩水	合計	営業日数	平均件数	平均水量
	平成28年度	企業	島内	481	419.80	2,547.42	184.28	27.46	0.00	3,178.96	302	7.4
島外			196	1,531.92	0.32	1.20	11.18	0.00	1,544.62			
計			677	1,951.72	2,547.74	185.48	38.64	0.00	4,723.58			
個人		島内	1,563	33.20	51.96	4.88	3.58	0.40	94.02			
		島外	9	0.00	0.18	0.08	0.00	0.00	0.26			
		計	1,572	33.20	52.14	4.96	3.58	0.40	94.28			
合計		2,249	1,984.92	2,599.88	190.44	42.22	0.40	4,817.86				
平成29年度	企業	島内	449	394.64	2,597.86	200.76	42.42	0.00	3,235.68	303	7.4	15.9
		島外	174	1,471.00	0.18	7.22	1.00	0.00	1,479.40			
		計	623	1,865.64	2,598.04	207.98	43.42	0.00	4,715.08			
	個人	島内	1,608	25.60	53.74	3.16	5.00	0.44	87.94			
		島外	9	0.06	0.10	0.02	0.08	0.00	0.26			
		計	1,617	25.66	53.84	3.18	5.08	0.44	88.20			
	合計	2,240	1,891.30	2,651.88	211.16	48.50	0.44	4,803.28				
平成30年度	企業	島内	537	459.64	2,424.08	206.76	55.12	0.06	3,145.66	302	7.8	15.6
		島外	177	1,473.36	0.42	2.20	0.22	0.00	1,476.20			
		計	714	1,933.00	2,424.50	208.96	55.34	0.06	4,621.86			
	個人	島内	1,626	25.27	52.80	5.72	6.10	0.32	90.21			
		島外	23	0.06	0.64	0.06	0.24	0.00	1.00			
		計	1,649	25.33	53.44	5.78	6.34	0.32	91.21			
	合計	2,363	1,958.33	2,477.94	214.74	61.68	0.38	4,713.07				
※パイプラインを含む												

参考資料4 使用料実績								単位:円
平成28年度	利用区分		原水	脱塩水	濃縮水	高ミネラル水	高塩水	合計
	企業	島内	126,500	2,639,100	372,400	147,900	0	3,285,900
		島外	307,700	1,600	7,000	68,700	0	385,000
		計	434,200	2,640,700	379,400	216,600	0	3,670,900
	個人	島内	10,500	259,800	24,400	53,700	6,000	354,400
		島外	0	900	400	0	0	1,300
		計	10,500	260,700	24,800	53,700	6,000	355,700
合計		444,700	2,901,400	404,200	270,300	6,000	4,026,600	
平成29年度	利用区分		原水	脱塩水	濃縮水	高ミネラル水	高塩水	合計
	企業	島内	118,700	2,713,300	403,800	171,300	0	3,407,100
		島外	295,400	900	18,100	15,000	0	329,400
		計	414,100	2,714,200	421,900	186,300	0	3,736,500
	個人	島内	8,000	266,000	15,800	64,000	6,600	360,400
		島外	100	500	100	1,200	0	1,900
		計	8,100	266,500	15,900	65,200	6,600	362,300
合計		422,200	2,980,700	437,800	251,500	6,600	4,098,800	
平成30年度	利用区分		原水	脱塩水	濃縮水	高ミネラル水	高塩水	合計
	企業	島内	138,700	2,502,600	415,800	240,800	900	3,298,800
		島外	296,200	2,100	9,000	3,300	0	310,600
		計	434,900	2,504,700	424,800	244,100	900	3,609,400
	個人	島内	8,600	264,100	28,600	69,500	4,800	375,600
		島外	100	3,200	300	3,600	0	7,200
		計	8,700	267,300	28,900	73,100	4,800	382,800
合計		443,600	2,772,000	453,700	317,200	5,700	3,992,200	
※パイプラインを含む								

参考資料5 改築・修繕履歴

区分	年月日	内容	費用
改築・増設	平成 17 年 3 月 30 日	分水施設改良工事	9,026,850
		出荷管理用制御設備改造	
		ED濃縮水槽滅菌装置移設	
		ED濃縮水小口ポンプ廻り配管模様替え	
		泥はね防止スクリーン設置	
		館名板設置	
		定流量弁交換	
		大口給水設備排水対策	
		原海水利用ポンプ予備機増設	
		取水ピット洗浄用水管新設	
改築・増設	平成 17 年 3 月 30 日	パイプライン設備（送水管一式、ポンプ他増設）	93,788,100
改築・増設	平成 18 年 12 月 26 日	ED装置 塩素ガス吸収装置	408,375
改築・増設	平成 27 年 10 月 6 日	分水施設 2 階 給湯室手洗い器設置	54,048
修理	平成 17 年 10 月 19 日	ED装置 整流器（直流安定化電源）No. 1	15,002
	平成 17 年 11 月 9 日	ED装置 整流器（直流安定化電源）No. 2	99,747
	平成 18 年 1 月 28 日	ED装置 水素ガス希釈排気システム 送気ファン	2,940
	平成 18 年 2 月 24 日	機械室電灯用壁スイッチ	1,155
	平成 18 年 6 月 29 日	取水施設 床排水ポンプ、分水施設 砂ろ過逆洗ポンプ	997,500
	平成 18 年 7 月 2 日	濃縮水貯水槽 排水配管改修	8,462
	平成 18 年 10 月 27 日	ED装置 水素ガス希釈排気システム 送気ファン	3,675
	平成 19 年 3 月 2 日	男子トイレ修繕	15,953
	平成 19 年 3 月 24 日	スロープ修繕	63,000
	平成 19 年 5 月 11 日	分水施設 小口自販機・大口給水装置バルブ交換	28,350
	平成 19 年 6 月 21 日	分水施設 玄関ドア補修	8,400
	平成 19 年 7 月 30 日	電気透析装置修繕	367,500
	平成 19 年 8 月 1 日	分水施設 小口滅菌装置用電源盤修繕	104,475
	平成 19 年 8 月 3 日	紫外線滅菌装置（UV-9）部品取替	3,200

平成 19 年 9 月 13 日	砂ろ過装置電磁弁（初期排水弁）交換	189,000
平成 19 年 10 月 29 日	分水施設 流水計及び温度計分解点検作業	315,000
平成 19 年 12 月 13 日	紫外線滅菌装置（UV-10）修繕 安定器、ランプコード	18,900
平成 19 年 12 月 14 日	紫外線滅菌装置（UV-10）部品取替	5,276
平成 20 年 3 月 14 日	取水・分水施設制御装置入替	1,008,000
平成 20 年 3 月 14 日	電気透析装置整流器（No. 1）修繕	513,450
平成 20 年 3 月 28 日	濃縮水小口自販機内配管改修（ストレーナー取付）	30,140
平成 20 年 7 月 24 日	ネットワークユニット修繕	96,600
平成 20 年 7 月 24 日	取水・分水施設制御装置入替	575,400
平成 20 年 12 月 15 日	電気透析装置入替	934,500
平成 21 年 1 月 30 日	電動シャッター	63,000
平成 21 年 2 月 9 日	漁船積込み用ポンプ修繕	40,950
平成 21 年 2 月 10 日	RO装置 バルブ取付金具交換	21,000
平成 21 年 3 月 11 日	小口給水（濃縮水）装置修繕	73,500
平成 21 年 3 月 23 日	風除けスクリーン補強	126,000
平成 21 年 3 月 31 日	分水施設 圧力計取替	400,050
平成 21 年 4 月 9 日	原海水圧力スイッチ補修	22,869
平成 21 年 5 月 29 日	落雷対策同軸アレスタ取付	263,550
平成 21 年 6 月 4 日	パソコンCPS 交換	73,500
平成 21 年 9 月 10 日	漁船積込み用送水ポンプ部品交換	173,250
平成 21 年 9 月 19 日	砂ろ過リミットスイッチ交換	178,500
平成 21 年 9 月 22 日	大口給水ローディングアーム固定工事	36,750
平成 21 年 12 月 10 日	送水緊急停止緊急点検	69,300
平成 21 年 12 月 10 日	小口販売機フレイキ取替	47,250
平成 22 年 8 月 24 日	分水施設電気室内無停電装置電源装置（UPS）バッテリー交換	378,000
平成 22 年 9 月 8 日	大口給水ホース取替	10,080
平成 22 年 9 月 14 日	分水施設逆浸透膜装置圧力ポンプ出口圧力伝送器の交換	635,250
平成 22 年 9 月 14 日	分水施設逆浸透膜装置ポンプ入口圧力センサーの交換	392,700
平成 22 年 10 月 22 日	取水施設 流量・圧力計調整	293,475
平成 22 年 11 月 19 日	事務所プリンタ更新	60,900

	平成22年12月16日	取水施設床排水ポンプ修繕	682,500
	平成22年12月23日	管理パソコンモニター更新	98,910
	平成23年3月4日	分水施設監視用PC更新修繕	1,155,000
	平成23年6月6日	取水施設 流量計・圧力計調整	121,800
	平成23年7月10日	大口給水リモコン交換	23,100
	平成23年8月27日	RO自販機配管取り替え	68,250
	平成23年10月14日	ED配管洗浄	441,000
	平成23年12月9日	分水施設流水計修繕	824,250
	平成24年4月24日	取水・分水施設制御装置復旧修繕	1,659,000
	平成24年5月21日	玄関モルタル補修	58,000
	平成24年6月3日	塩分濃度計修理	47,985
	平成24年10月2日	分水施設内配管接続部補修工事	58,380
	平成25年3月12日	取水施設PLC(制御装置)更新修繕	1,281,000
	平成26年2月28日	RO小口ポンプ部品交換及び調整	336,000
	平成26年3月31日	取水施設インバーター修繕	898,800
	平成27年3月30日	取水施設・分水施設マグネットポンプ(5台)装置修繕	3,942,000
	平成27年3月30日	分水施設UPS装置修繕	689,040
	平成27年3月30日	分水施設シーケンサー修繕	221,400
	平成27年7月26日	分水施設インバータ部品交換及び調整	291,000
	平成28年2月29日	砂ろ過器用自動弁修繕	270,000
	平成28年3月7日	高圧気中負荷開閉器修繕	756,000
	平成28年7月1日	ろ過水弁取替工事	145,800
	平成28年7月22日	砂ろ過バルブ修繕	324,000
	平成28年10月7日	砂ろ過逆洗ポンプ修繕	2,052,000
	平成29年3月27日	紫外線殺菌装置修繕	918,000
	平成29年3月31日	RO濃縮水大口ポンプ修繕	642,600
	平成29年3月31日	RO淡水大口ポンプ修繕	1,836,000
メンテナンス	平成17年3月8日	平成16年度 UV滅菌装置点検(交換・洗浄)	1,215,900
	平成17年3月14日	平成16年度 地下水槽点検・清掃	598,500

平成17年3月15日	平成16年度 RO装置点検	1,694,700
平成17年3月29日	平成16年度 取水・分水施設プラント設備点検 (ポンプ、砂ろ過、FRPタンク、電気・計装設備等)	1,764,000
平成18年3月22日	平成17年度 UV滅菌装置点検(交換・洗浄)	1,186,500
平成18年3月25日	平成17年度 地下水槽点検・清掃	430,500
平成18年3月26日	平成17年度 ED装置点検	349,125
平成18年3月26日	平成17年度 RO装置点検(膜交換)	9,450,000
平成18年3月27日	平成17年度 取水・分水施設プラント設備点検 (ポンプ、砂ろ過、FRPタンク、電気・計装設備等)	2,100,000
平成18年12月26日	平成18年度 ED装置点検(膜交換)	3,381,000
平成19年3月19日	平成18年度 RO装置点検	1,981,350
平成19年3月19日	平成18年度 取水・分水施設プラント設備点検 (ポンプ、砂ろ過、FRPタンク、電気・計装設備、地下水槽 清掃等)	4,742,850
平成19年3月23日	平成18年度 UV滅菌装置点検(交換・洗浄)	1,223,250
平成19年10月29日	地下水槽等清掃点検	1,113,000
平成20年3月6日	電気透析装置保守点検	362,250
平成20年3月7日	分水施設 紫外線滅菌装置保守点検	1,193,850
平成20年3月10日	取水・分水施設プラント設備保守点検	4,851,000
平成20年3月12日	逆浸透膜装置保守点検	9,450,000
平成21年3月2日	取水・分水施設プラント設備保守点検	7,087,500
平成21年3月2日	電気透析装置保守点検	3,360,000
平成21年3月2日	逆浸透膜装置保守点検	1,981,350
平成22年3月1日	取水・分水施設プラント設備保守点検	6,930,000
平成22年3月1日	電気透析装置保守点検	1,609,125
平成22年3月1日	逆浸透膜装置保守点検	9,450,000
平成23年3月7日	取水・分水施設プラント設備保守点検	7,051,800
平成23年3月7日	電気透析装置保守点検	3,567,900
平成23年3月7日	逆浸透膜装置保守点検	1,890,000
平成24年3月5日	取水・分水施設プラント設備保守点検	5,460,000

平成 24 年 3 月 5 日	電気透析装置保守点検	569,100
平成 24 年 3 月 5 日	逆浸透膜装置保守点検	9,450,000
平成 25 年 3 月 4 日	取水・分水施設プラント設備保守点検	7,418,880
平成 25 年 3 月 4 日	電気透析装置保守点検	2,968,350
平成 25 年 3 月 4 日	逆浸透膜装置保守点検	2,084,775
平成 26 年 3 月 2 日	取水・分水施設プラント設備保守点検	6,058,500
平成 26 年 3 月 2 日	電気透析装置保守点検	481,950
平成 26 年 3 月 2 日	逆浸透膜装置保守点検	9,450,000
平成 27 年 3 月 1 日	取水・分水施設プラント設備保守点検	6,047,994
平成 27 年 3 月 1 日	電気透析装置保守点検	3,018,600
平成 27 年 3 月 1 日	逆浸透膜装置保守点検	2,037,960
平成 28 年 2 月 29 日	取水・分水施設プラント設備保守点検	6,156,000
平成 28 年 2 月 29 日	電気透析装置保守点検	495,720
平成 28 年 2 月 29 日	逆浸透膜装置保守点検	9,720,000
平成 29 年 2 月 27 日	取水・分水施設プラント設備保守点検	6,264,000
平成 29 年 2 月 27 日	電気透析装置保守点検	3,240,000
平成 29 年 2 月 27 日	逆浸透膜装置保守点検	2,037,960
平成 30 年 3 月 5 日	取水・分水施設プラント設備保守点検	5,940,000
平成 30 年 3 月 5 日	電気透析装置保守点検	479,693
平成 30 年 3 月 5 日	逆浸透膜装置保守点検	9,720,000
平成 31 年 3 月 4 日	取水・分水施設プラント設備保守点検	5,788,800
平成 31 年 3 月 4 日	電気透析装置保守点検	423,360
平成 31 年 3 月 4 日	逆浸透膜装置保守点検	2,037,960

参考資料6 メンテナンス履歴及び計画

単位：千円

NO.	項目	細目	1年目 (H16)	2年目 (H17)	3年目 (H18)	4年目 (H19)	5年目 (H20)	6年目 (H21)	7年目 (H22)	8年目 (H23)	9年目 (H24)	10年目 (H25)
1	貯水槽清掃業務	洗浄・点検	599	431	665	1,113	670	1,115	1,171	661	675	718
2	逆浸透膜装置点検業務	点検	1,695	1,650	1,981	1,981	1,981	1,981	1,890	1,584	2,085	1,191
		膜交換		7,800		7,469		7,469		7,866		8,259
3	電気透析装置点検業務	点検		349	471	362	717	1,609	800	569	771	482
		膜交換			2,502		2,643		2,768		2,197	
		塩素対策			408							
4	紫外線殺菌装置点検業務	洗浄・交換	1,216	1,187	1,224	1,194	1,434	1,597	1,784	1,578	2,134	1,778
5	ポンプ・砂ろ過・その他施設点検業務	ポンプ等点検	1,764	1,804	2,500	3,732	3,756	3,241	3,263	2,510	3,450	2,894
		電気設備点検		296	1,578	1,119	740	977	834	711	1,160	668
6	給水装置点検整備 (ローディングアーム)	点検・整備					487					
	計		5,274	13,517	11,329	16,970	12,428	17,989	12,510	15,479	12,472	15,990

参考資料6 メンテナンス履歴及び計画

単位：千円

NO.	項目	細目	11年目 (H26)	12年目 (H27)	13年目 (H28)	14年目 (H29)	15年目 (H30)	16年目 (H31)	17年目 (R2)	18年目 (R3)	19年目 (R4)	R2～3 計
1	貯水槽清掃業務	洗浄・点検	738	739	744	721	717	750	750	750	750	2,250
2	逆浸透膜装置点検業務	点検	2,038	1,225	2,038	1,225	2,037	1,300	2,100	1,300	2,100	5,500
		膜交換		8,495		8,495		8,700		8,700		8,700
3	電気透析装置点検業務	点検	916	496	968	480	423	1,100	500	500	1,100	2,100
		膜交換	2,102		2,272			2,200			2,500	2,500
		塩素対策										0
4	紫外線殺菌装置点検業務	洗浄・交換	2,185	2,231	1,553	2,103	2,036	2,100	2,100	2,100	2,100	6,300
5	ポンプ・砂ろ過・その他施設点検業務	ポンプ等点検	2,439	2,498	3,273	2,444	2,366	2,500	2,500	2,500	2,500	7,500
		電気設備点検	686	688	694	672	669	700	700	700	700	2,100
6	給水装置点検整備 (ローディングアーム)	点検・整備										0
	計		11,104	16,372	11,542	16,140	8,248	19,350	8,650	16,550	11,750	36,950

メンテナンス点検項目

施設名	設備等	点検項目	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	備考	
取水施設	取水ポンプ	分解点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	取水制御盤	計装設備点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	ストレーナー	分解点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		電動ボール弁交換		○			○			○		1回/3年	
	床排水ポンプ	分解点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	レベルスイッチ	検査、調整	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
分水施設	地下水槽	洗浄及び点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	逆浸透膜脱塩装置	計器類点検、校正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		高圧ポンプ分解点検 (1号)		○		○		○		○		1回/2年	
		高圧ポンプ分解点検 (2号)	○		○		○		○		○	1回/2年	
		逆浸透膜交換		○		○		○		○		1回/2年	
	電気透析脱塩装置	計器類点検、校正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		電気透析膜交換・洗浄	○		○				○			○	1回/3年
	紫外線滅菌装置	照射部洗浄、UV管交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	砂ろ過装置	ろ材点検、補充	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		バイパス弁交換		○				○			○		1回/3年
		空気動作弁交換						○					1回/5年
	送水ポンプ 床排水ポンプ	分解点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		接液部分交換			○				○			○	1回/3年
	レベルスイッチ	検査、調整	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	自動販売機	動作確認、漏水等点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		電動弁交換		○				○			○		1回/3年
タンク類	洗浄及び点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
電気設備	計装設備点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
ローディングアーム	動作確認、漏水等点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務	指定管理者が行う業務
<p>(施設運營業務)</p> <p>1 目的外使用の許可 (1) 佐渡市行政財産目的外使用条例（平成16年条例第67号）及び佐渡市行政財産目的外使用条例施行規則（平成16年規則第61号）の規定に基づく業務を行うこと。</p> <p>2 ブランドマークの利用 (1) ブランドマークの利用許可は市で行う。 (2) ブランドマークの使用料は市が徴収する。</p> <p>3 水産施設での利用 (1) 分水施設及び水産施設への海洋深層水供給量は、市が決定する。 (2) 供給量を変更するときは、市は指定管理者と協議するものとする。</p>	<p>(施設運營業務)</p> <p>1 分水許可及び許可条件 (1) 分水目的が個人の家庭利用にあたっては、事前申請と許可の手続きを要しないこと。 (2) 前号以外については分水許可申請を受領し、許可判断をすること。 (3) 施設の管理上必要と認めるときは、分水許可に条件を付することができる。 (4) 分水許可については、佐渡市内に住所を有するものを優先すること。 (5) 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしないことができる。 ア 海洋深層水の利用促進上支障があるとき。 イ 施設の管理上支障があるとき。 (6) 分水を許可した場合は、台帳を作成すること。 (7) 分水許可等において、当該申請に対して不利益な処分をしようとするときは、当該申請者に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく教示を行うこと。 （処分不服があるときは、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長等に対して審査請求をすることができる。また、処分の取り消しの訴えは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、市等を被告として提起することができる。ただし、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することになる。）</p> <p>2 海洋深層水の分水 (1) 分水許可を受けたもの及び家庭で利用する個人に対して、海洋深層水の分水を行う。</p> <p>3 分水の制限 (1) 次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。 ア 利用者が分水の目的に違反したとき。 イ 利用者が偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。 ウ 利用者が条例又は規則若しくはこれに基づく指示に違反したとき。 エ 利用者が分水許可に付された条件に違反したとき。 オ 天災地変その他の避けることのできない理由により必要があると認めるとき。</p>

	<p>カ 施設の管理上、特に必要があると認めるとき。</p> <p>4 営業期間及び営業時間</p> <p>(1) 開業時間は午前9時から午後4時30分とする。</p> <p>(2) 指定管理者において必要と認めるときは、開業時間を変更することができる。</p> <p>(3) 休業日は月曜日及び12月29日から翌年1月3日までとする。</p> <p>(4) 指定管理者が必要と認めるときは、臨時に開業し、又は休業することができる。</p> <p>(5) メンテナンス等で臨時に休業するときは、あらかじめ利用者に周知を図るものとする。</p> <p>5 責任者の選任</p> <p>(1) 施設運営の責任者を選任し、施設に常駐させること。ただし、利用促進及び自主事業に従事するために施設を離れる場合を除く。</p> <p>6 利用料金の徴収</p> <p>(1) 利用料金は指定管理者が徴収し、その収入とする。ただし、水産施設（種苗生産施設、蓄養施設、製氷施設、漁船給水設備、荷捌所給水設備）に係る利用料金等は対象外とする。</p> <p>(2) 利用料金は前納を原則とするが、指定管理者が認めるときは後納とすることができる。</p> <p>7 利用料金の決定</p> <p>(1) 利用料金は、条例に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。</p> <p>8 利用料金の減免</p> <p>(1) 条例第15条第4項の「あらかじめ市長が定める基準」は、次のとおりとする。</p> <p>ア 佐渡市が主催し、又は共催する事業において海洋深層水を利用するとき。</p> <p>イ 海洋深層水を利用した研究で、その研究結果を佐渡市又は指定管理者に報告し、かつ、研究結果を佐渡市又は指定管理者において海洋深層水の利用促進のために公表することに事業者が同意するとき。</p> <p>ウ 佐渡市内におけるイベント等で海洋深層水の普及宣伝に効果があると認めるとき。</p> <p>エ 前各号に定めるもののほか、指定管理者が必要と認め、市長の承認を受けたとき。</p> <p>9 利用者の安全確保</p> <p>(1) 施設内及び施設周辺を適宜循環し、火気及び不審物等の確認を行うこと。</p> <p>(2) 災害や緊急時等における利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての計画を作成すること。</p> <p>(3) 急病、けが等に対応できるように関係機関と連携を図ること。</p>
--	--

<p>(情報収集)</p> <p>1 情報収集</p> <p>(1) 国、県、他の海洋深層水取水施設、海洋深層水関連団体と情報交換を行うこと。</p> <p>(2) 国等から得た海洋深層水の情報を指定管理者に提供すること。</p>	<p>(4) 視察客等を機械室等に入れるときは職員が立会い、事故がないよう注意すること。</p> <p>10 職員の安全確保</p> <p>(1) 業務における安全管理指導を定期的に行なうこと</p> <p>(2) 高所作業、有害物の取り扱いなど、定められたマニュアルを遵守し、事故のないように指導すること。</p> <p>(海洋深層水氷)</p> <p>1 コイン販売</p> <p>(1) 海洋深層水氷コインを、分水施設窓口で販売すること。</p> <p>(2) 販売代金は市の職員で指定する者に引き渡すものとする。</p> <p>(利用促進・情報収集)</p> <p>1 広報及び営業等</p> <p>(1) ホームページの作成及び更新を行い、市内外に向けて情報発信を行うこと。</p> <p>(2) 対面、電話、FAX等による各種問い合わせ及び施設見学等について対応すること。</p> <p>(3) リーフレットその他の媒体を活用して、積極的な広報を行うこと。</p> <p>2 海洋深層水の利用に関する指導、助言</p> <p>(1) 分水手続き等について必要な助言を行なうこと。</p> <p>(2) 個人の家庭利用については、利用例等を説明すること。</p> <p>(3) 分水施設の利用について、利用者から意見、要望等があった場合は、適切な対応をし、内容を佐渡市に報告すること。</p> <p>3 商品開発の支援</p> <p>(1) 海洋深層水の特性、利用例等について、研究データその他の情報収集を行いデータベース化し、海洋深層水利用企業の求めに応じてその情報を提供すること。</p> <p>(2) 海洋深層水利用企業の新商品開発について、海洋深層水の特性等の助言を行うこと。</p> <p>(3) 大学その他公的研究機関等の海洋深層水研究において、海洋深層水の提供を行い協力すること。</p> <p>(送水停止の対応)</p> <p>1 海洋深層水送水停止等の対応</p> <p>(1) 海洋深層水取水施設、分水施設において、事故等により海洋深層水送水に支障が生じた</p>
---	---

(維持管理業務)

1 修繕計画

- (1) 修繕箇所について報告を受けたときは、指定管理者と協議し対策を決定し、修繕計画を作成すること。
- (2) 1件20万円以上のものについて修繕を行うこと。

場合は、直ちに関係者に連絡すること。

事故等	連絡先	内容
取水施設の異常	種苗生産施設 蓄養施設 荷捌所給水設備 漁船給水設備	送水停止の時刻 復旧見込
原水送水の異常	製氷施設	
企業用送水の異常	新潟県佐渡海洋深層水(株)	

- (2) 設備のメンテナンス等で、海洋深層水の送水停止を予定する場合は、(1)記載の連絡先と協議して日程調整すること。

(維持管理業務)

1 日常清掃及び消耗品等の補充

- (1) 施設は日常清掃を行い、良好な状態に保つこと。
- (2) 施設周辺の定期清掃を行うこと。
- (3) 消耗品等の補充を行うとともに、補充に当たってはグリーン調達の推進や環境リサイクルに配慮すること。

2 設備・備品の保守管理

- (1) 保守点検を行い、常に良好な状態を維持するとともに、細心の注意をもって設備及び備品等を管理すること。
 - ア 紫外線滅菌装置については、毎日の点検で点灯確認と累積稼働時間を把握し、稼働時間が9,000時間を超える前に紫外線滅菌灯を交換すること。
 - イ 逆浸透膜脱塩装置及び電気透析脱塩装置については、稼働のつど点検記録すること。
 - ウ ポンプ類は漏水、稼働不良がないか点検し、常に良好な状態を保つこと。
- (2) 年間メンテナンス計画に従い、設備の点検等を行うこと。
 - ア 地下水槽及び貯水タンクについては、1年に1回完全に排水し、内部を洗浄すること。
 - イ 紫外線滅菌装置については、1年に1回照射部配管の洗浄を行い、滅菌効果の低下を防ぐこと。
 - ウ 取水ポンプ、送水ポンプ、床排水ポンプは1年に1回分解点検を行い、損耗部分の交換を行うこと。
 - エ 逆浸透膜脱塩装置については、1年に1回点検し、pH計等の校正を行うこと。付随

する高圧ポンプは1年に1基分解点検を行うこと。逆浸透膜については、2年に1回程度交換すること。

オ 電気透析脱塩装置については、1年に1回点検し、pH計等の校正を行うこと。電気透析膜については、3年に1回程度交換又は洗浄を行うこと。

カ 給水設備（大口、小口）については、必要に応じて点検整備を行うこと。

(3)保守点検及びメンテナンスにより修繕箇所を発見した場合は、その額が20万円以上と見込まれるときは直ちに市に報告し、修繕計画を協議すること。

(4)修繕箇所が1件20万円未満の場合は、指定管理者において修繕を行うこと。修繕記録を作成し、市に報告すること。

(5)法定点検業務は適切に実施すること。

ア 自家用電気工作物保安点検

3 衛生管理

(1)毎日朝昼晩の3回、大口給水装置については各0.5m³以上、小口給水装置については3分間放水し、給水管等の残水を排水すること。その後給水口をアルコール消毒すること。

(2)脱塩水については毎朝試飲し、異味異臭がないか点検すること。

(3)脱塩水は毎朝の点検時に採水し、冷蔵庫で1週間保管すること。

(4)水質検査を行い、海洋深層水の特長として結果を公表すること。検査を実施するものは水道法に基づく指定機関とすること。

検査項目及び種類

水質検査の項目	頻度等	種類
「水道水質基準」に規定する項目+アンモニア性窒素	月1回14項目	原水
	年1回51項目	脱塩水
「飲用適の水の基準」に規定する項目+アンモニア性窒素	月1回2項目	濃縮水
	年1回27項目	高ミネラル水
		高塩水
主要10成分	年1回10項目	原水
		濃縮水
		高ミネラル水

4 保安警備業務

(1)利用者が集中するときは、警備及び誘導を行うこと。

(2)夜間及び休日についても保安警備を行うこと。

<p>(経営管理業務)</p> <p>1 モニタリング</p> <p>(1) 必要に応じて現場確認を行うこと。</p> <p>(2) 定められた報告を求めること。</p> <p>2 連絡調整</p> <p>(1) 意見交換等を実施し、指定管理者と情報交換を行なうこと。</p>	<p>(自主事業)</p> <p>1 自主事業</p> <p>(1) 佐渡海洋深層水の利用促進を図ること、普及宣伝、新たな利用方法の開発等を目的として、指定管理者は自主事業に努めること。</p> <p>(経営管理業務)</p> <p>1 モニタリング</p> <p>(1) 利用者ニーズの把握に係る有効な調査を行なうこと。</p> <p>2 文書管理</p> <p>(1) 管理運営について業務日誌を作成し、市が求めた場合はこれを提出すること。</p> <p>(2) 業務に関する文書を適正に管理すること。</p> <p>(3) 指定期間の満了等に伴い管理業務を終了するときは、管理に係る文書を市又は市が指定するものに引き継ぐこと。</p> <p>3 事業計画</p> <p>(1) 定められた時期に、事業計画書と事業報告書を作成し提出すること。</p> <p>4 連絡調整</p> <p>(1) 市との意見交換等により、業務の状況報告や情報交換を行うこと。</p> <p>5 職員の管理</p> <p>(1) 業務を効果的かつ効率的に行うために必要な人員配置及び勤務形態をとること。また、職員については雇用形態に応じ福利厚生（社会保険加入、雇用保険加入、有給休暇など）を徹底すること。</p> <p>(2) 施設の管理責任者を置き、市に報告すること。</p> <p>(3) 職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識及び技術の習得に努めること。</p> <p>6 会計等</p> <p>(1) 指定管理者が負担することとなる経費は、その契約に応じて遅滞なく支払うこと</p> <p>(2) 収入及び支出の状況について、帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 管理業務に係る経費の出納は、団体自身の口座とは別の口座で管理すること。</p> <p>7 経費の節減</p> <p>(1) 電気、水道等の使用状況を把握するとともに、経費の削減に努めること。</p> <p>8 契約の変更</p>
--	---

(その他業務)

1 損害賠償の対応

次の保険に加入し、保険料を負担すること。

(1) 公益社団法人 全国市有物件災害共済会

保険内容	金額区分	負担者・負担割合
1 火災、落雷、爆発 (免責無し)	20 万円未満	保険 100% ただし、保険適応外 (免責含む。) の場 合、指定管理者の負 担とする。
	20 万円以上 共済責任額 まで	保険 100% ただし、保険適応外 の場合、市の負担と する。
2 物体の落下、車両の衝突、騒 じょう、破壊行為、雪災、土砂 崩れ (免責 5 万円未満)	20 万円未満	指定管理者 50% 保険 50% ただし、保険適応外 (免責含む。) の場 合、指定管理者の負 担とする。
	20 万円以上 共済責任額 まで	市 50% 保険 50% ただし、保険適応外 の場合、市の負担と する。
風・水害 (免責 5 万円未満)	20 万円未満	指定管理者 85% 保険 15% ただし、保険適応外 (免責含む。) の場
地震 (免責 10 万円未満。ただ し、罹災した加入物件が複数あ り、損害額の合計が 10 万円以 上であれば、1 件あたりの損害	20 万円未満	

(1) 電気、水道、電話等の使用名義を市から指定管理者に変更すること。

(その他業務)

1 損害賠償の対応

(1) 指定管理者が自主事業を運営する場合、その運営上もたらされる賠償責任は、指定管理者が負うこととなるため、市が加入している保険と同等の補償が受けられる施設賠償保険及び第三者賠償保険に加入し、その保険料を負担すること。

2 各種届出

(1) 業務に必要な、消防署、保健所等への届など、各種手続きを行うこと。

額が 10 万円未満でも保険の対象となる。)		合、指定管理者の負担とする。		
	20 万円以上 共済責任額 まで	市 85% 保険 15% ただし、保険適応外 の場合、市の負担と する。		
(2) 全国町村会総合賠償補償保険				
保険内容	身体		財物	
賠償責任保険（施設の瑕疵に 起因する事故の補償）	2 億円／人 20 億円／事故		2 千万円／事故	
保険内容	死亡	後遺障害	入院	通院
補償保険（市が行う 業務に起因する事 故の補償）	500 万円	20 万円 ～500 万円	1 万円 ～15 万円	1 万円 ～6 万円 (6 日目 以降)

別表3 リスク分担（第9条関係）

種類	リスク内容	負担者	
		佐渡市	指定管理者
管 理 運 営 費	急激な物価変動による管理運営費の変更 （管理運営に影響を及ぼす場合に限り）	○	
	関係法令の変更に起因する費用（管理運営 に影響を及ぼす場合に限り）	○	
	自然災害の対応費用（リスク回避が不可能 な場合）	○	
	政策方針の転換による仕様等の変更に起因 する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に 限り）	○	
	指定の取消し及び業務の停止により発生す る費用		○
物 品 等 の 損 傷 等	建物・設備の損傷による軽微な修繕 （1件20万円未満）		○
	建物・設備の損傷による修繕 （1件20万円以上）	○	
	備品、消耗品の盗難及び紛失		○
損 害 賠 償	建物・設備の瑕疵に起因するもの 注）指定管理者による適正な保守点検の履行 を前提とする。	○	
	施設運営の過失に伴うもの		○
そ の 他	指定管理者の指定議案が議会で否決された 場合、申請手続き等に要した費用		○
	その他	協議事項	

※ 本表に定める事項で疑義がある場合は、佐渡市と指定管理者が協議のうえ決定する。

別表4 備品等I種(第10条関係)

種類	規格・構造	数量	備考
パソコン	東芝 PAEX522PDET3	1	
パソコン(管理用)	h p compaq8100	2	
液晶ディスプレイ	タッチパネルシステム 1416T17	2	
カラーレーザープリンタ	リコー IPSIO COLOR2200N	1	
無停電電源装置UPS	三菱電機 FW-F10-0.5K	2	
ネットワーク機器HUB	メルコ LSW-TX-8NP	1	
プリンタ	エプソン LP-S5000	1	
冷蔵庫	東芝 GR-N14TW	1	
テレビ	Model ZM-28TV	1	
ビデオデッキ	東芝 SD-V300	1	
応接ソファ	コクヨ CE-335SNN×2・CE-332SNN×1	1	
応接テーブル	コクヨ NT-182P1CN	1	
片袖デスク	コクヨ SD-BSE107LC3F11N	3	
脇デスク	コクヨ SD-BSE47EA2F11NN	1	
サイドテーブル	コクヨ SD-BSE79SRF11	2	
L型肘付チェア	コクヨ CR-A21B2-V	3	
保管庫	コクヨ S-535GF1N	2	
保管庫	コクヨ S-535F1N	2	
ホワイトボード	コクヨ BB-R736W3W3	1	
会議テーブル	コクヨ KT-PS61F1N	10	
会議用スタッキングチェア	コクヨ CK-805KC54N	30	
物置	イナバ ベイシー MBW-21	1	
デジタル塩分計	アタゴ ES-421	1	
給水作業架台		1	
パネル		10	
アルミ製足場台	NAKAO ダイバのび太郎 IRN100-7	1	
はしご兼用脚立	長谷川工業 RAX-21	1	
電話機(親機・子機各1台)	パナソニック VE-GZ51DL-N	1	
テレビ台	東芝 RL-2525AB	1	
スケジュール表	コクヨ FB-23MTWC	1	
デジタルカメラ	富士フイルム FX-A340	1	故障
台車	アイケーキャリー 101S	1	
シュレッダー	オーム電機 P S-1002	1	
掃除機	CCP'S CT-830	1	
ポット	象印 CD-WY30型	1	
ラミネーター	コクヨ ラミ-M1M	1	
パウチ	コクヨ KLM-P112	1	
テプラ	KING JIM SR710	1	

別表5 契約の内容（第13条関係）

No.	契約内容	契約先	場所	契約期間	契約額	備考
1	コピーのリース	新潟交通商事(株)	事務室	H29.4.1 から R2.3.31 まで	レンタル料：2,000 円／月 カウント料：基本（200 枚）960 円／月 201 枚～ 4.5 円／枚	契約額：税別 3年契約
2	FAXのリース	新潟交通商事(株)	事務室	H31.1.1 から R2.3.31 まで	1のコピー機と併用	複合機として使用
3	施設の警備	セコム佐渡(株)	分水施設	H31.4.1 から R2.3.31 まで	31,320 円／月	単年度契約（自動継続）
4	自家用電気工作 物保安点検	東北電力保安協会	分水施設	H31.4.1 から R2.3.31 まで	156,297 円/年	